

いわゆる「パンデミック条約」に関する Q&A

問:「パンデミック条約」とは何ですか。目的を教えてください。

問:「パンデミック条約」のこれまでの経緯及び今後の見通しについて教えてください。

問:「パンデミック条約」の正式名称は何ですか。

問:「パンデミック条約」の内容について教えてください。

問:「パンデミック条約」に対する日本の立場を教えてください。WHO 総会で採択されたら日本は締結するのですか。

問:「パンデミック条約」が採択されると、各国の主権を無視してWHOの権限で言論統制が強制されたり、基本的人権の侵害が生じたりする可能性はあるのでしょうか。また、同条約には、パンデミックに際して各国が自主的に判断できなくなり、WHOの決定に従わない国に罰則を課す内容が含まれるのでしょうか。

問:「パンデミック条約」が採択されると、ワクチン接種が強制されるのでしょうか。

問:「パンデミック条約」とは何ですか。目的を教えてください。

新型コロナウイルス感染症のような世界的な健康危機に対しては国際社会が一致して対応する必要があります。いわゆる「パンデミック条約」とは、新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、将来のパンデミックの予防、備え及び対応(Prevention, Preparedness and Response: PPR)の強化に役立つ国際的規範を強化するために、世界保健機関(WHO)加盟国間で、作成交渉が行われているものです。

問:「パンデミック条約」のこれまでの経緯及び今後の見通しについて教えてください。

世界保健機関(WHO)は、疾病の国際的伝播を最大限防止することを目的とした国際保健規則(International Health Regulations: IHR)(2005年)を定めています。このIHRでは、地域・国家レベルの、国境における日常の衛生管理及び緊急事態発生時の対応に関して最低限備えておくべき能力(通称:「コアキャパシティ」)が規定されています。このコアキャパシティを十分に満たしていると評価されていた先進国であっても、新型コロナウイルス感染症の流行下では、甚大な影響を受けました。

こうした各国の新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、2021年12月、WHO 特別総会において、WHO 加盟国は、パンデミックの予防、備え、及び対応(PPR)に関するWHOの新たな法的文書(いわゆる「パンデミック条約」)の作成のための政府間交渉会議(Intergovernmental Negotiating Body: INB)の設置を決定し、IHR改正と相互に補完し合う形で、条約案の作成交渉を行うことが決定され、さらに2022年1月には現在のIHR(2005年)を改正するための議論を行うことが決定されました(IHR改正については、[厚生労働省 HP「国際保健規則\(IHR\)\(2005年\)の改正の検討状況について」](#)参照)。

INBの最初の会合(2022年2月)が開催されて以来、2024年5月の第77回WHO総会に成果物を提出することを目指して交渉が行われてきましたが、各国間で意見の隔たりのある論点が多

く残されたため、交渉妥結に至らず、第77回WHO総会(5月27日-6月1日)において交渉の延長が決定されました。

同総会においては、2025年の第78回 WHO 総会、又はそれより早く、可能な場合には2024年内の特別総会に成果物を提出するために、INB を延長すること、並びに2024年7月に INB の作業方法、作業計画及び会合日程を決定するために INB 会合を開催することが決定されました。

政府としては、新型コロナウイルス感染症のような甚大な影響を及ぼす世界的な健康危機に対しては、国際社会が一致して対応する必要があり、パンデミックに対する予防、備え及び対応の強化のためには、国際的な規範を作ることが重要であることから、このような取組に引き続き建設的に参加・貢献していきます。

問:「パンデミック条約」の正式名称は何ですか。

いわゆる「パンデミック条約」については、現在、交渉参加国の間で、その内容や文書の具体的な形式を含めて議論が行われており、現時点でその正式な名称は定まっていません。

そうした中で、「パンデミック条約」という名称を、日本政府として便宜的に使用しているところです。正式名称については、今後、交渉参加国の間の議論を通じ確定していく見込みです。

問:「パンデミック条約」の内容について教えてください。

いわゆる「パンデミック条約」については、引き続き交渉中であり、今後の交渉によって内容が変更される可能性があるものの、WHOのホームページに公開されている条文案には、国際的な感染症拡大の予防、備え及び対応といった観点から、各国の保健システムの強化やパンデミックに関連した保健製品等へのアクセス促進といった内容が含まれています。

条文案の概要については[こちら](#)からご確認ください。

問:「パンデミック条約」に対する日本の立場を教えてください。WHO 総会で採択されたら日本は締結するのですか。

新型コロナウイルス感染症のような世界的な健康危機に対しては国際社会が一致して対応する必要があり、パンデミックの予防、備え及び対応の強化のために国際的規範を作ることが重要です。

他方、いわゆる「パンデミック条約」については、その内容のみならず、文書の具体的な形式を含めて合意に至っておらず何ら決定していないため、日本が締結するか否かについて現時点でお答えすることは困難です。

日本政府としては国際的な感染症対策の強化のため、引き続き本件交渉には建設的に参加し、貢献していきます。

問:「パンデミック条約」が採択されると、各国の主権を無視してWHOの権限で言論統制が強制されたり、基本的人権の侵害が生じたりする可能性はあるのでしょうか。また、パンデミックに際して各国が自主的に判断できなくなり、WHOの決定に従わない国に罰則を課す内容が含まれるのでしょうか。

現在、WHOのホームページに公開されている条文案には、WHOによる言論統制など国家主権の制限や基本的人権の侵害について懸念を生じさせたり、パンデミックに際する各国の自主的な判断を妨げるような内容や、WHOの決定に従わない国及びその国民に対して罰則を課すような内容は含まれていません。また、これまでの交渉においても、そのような内容について議論が行われたことはありません。

問:「パンデミック条約」が採択されると、ワクチン接種が強制されるのでしょうか。

現在、WHOのホームページに公開されている条文案には、ワクチンの強制接種に関する条文は含まれていません。また、これまでの交渉においても、そのような内容の議論は行われていません。

(了)